

南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業活用研究会 設置要綱

(目的)

第1条 南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業などの課題や利点を踏まえ、今後の鉱害予防のあり方を求めるため、有識者等から意見聴取することを目的とした「南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業活用研究会」（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 研究会の所掌事務は、亜炭鉱廃坑対策に関する事項とする。

(組織)

第3条 研究会は、別表に定める委員で構成する。
2 研究会に座長を置き、座長は委員から互選する。
3 座長は研究会の進行を行う。

(研究会の招集等)

第4条 研究会は県が招集する。
2 研究会には、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 研究会の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 研究会の事務局は、岐阜県商工労働部商工・エネルギー政策課に置く。

(ワーキンググループの設置)

第6条 事務局は、第2条に規定する諸課題について必要な事項の検討を行うため、ワーキンググループを設置することができる。

(秘密の保持)

第7条 研究会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。

(存続期間)

第8条 研究会は、令和7年3月31日に廃止する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年5月23日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年7月4日から施行する

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する

別表

南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業活用研究会
構成委員名簿

沢田 和秀 岐阜大学 工学部附属インフラマネジメント技術研究センター
センター長(教授)

杉井 俊夫 中部大学 工学部都市建設工学科 教授

伊東 孝 琉球大学 工学部工学科 教授

中井 健太郎 名古屋大学大学院 工学研究科 准教授

中津川市商工観光部商工振興課長

瑞浪市経済部商工課長

可児市経済交流部産業振興課長

御嵩町建設部亜炭鉱廃坑対策室長

(オブザーバー)

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課石炭政策室

国土交通省都市局都市安全課

中部経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課

中部地方整備局建政部都市整備課

多治見砂防国道事務所道路管理課

岐阜県県土整備部道路維持課

岐阜県都市建築部都市政策課

(敬称略 順不同)